

令和4年度

清瀬市農業委員会活動計画

令和4年4月

清瀬市農業委員会

令和4年度 清瀬市農業委員会活動計画

清瀬市農業委員会は、農業委員会等に関する法律(以下「法」という。)第1条に定める目標達成のため、法第6条に規定する所轄事務を遂行するとともに、農地を守り農業の振興を図るため、活動計画を次のとおりを策定する。

○基本方針

依然猛威を振るう新型コロナウイルスにより、経済、医療はもちろんの事、日常生活への影響も続いています。

その中でも清瀬市では、ニンジンやホウレン草などの収穫量は都内で上位を誇っており、厳しい情勢においても農産物の生産は維持されています。

コロナ禍においても、都市農地と都市農業においては、改めてその機能は見直されつつあります。相続などの税制面の問題や栽培環境の悪化、農業従事者の高齢化など様々な問題もありますが、都市農地の貸借の円滑化に関する法律や特定生産緑地制度などにより、都市農業を取り巻く環境は大きな変化を迎えています。

農業委員会は、農地利用の最適化の推進活動を行い、第3次清瀬市農業振興計画の実現に寄与するため、これまで以上に、行政機関や関係団体等との連携を強化するなど、活動を進めていくことが求められています。

農業委員会では、農地の適正利用と農地保全の推進をはじめ、新たな農地に関する制度(特定生産緑地・都市農地貸借円滑化法など)への取組やUターン農地や未指定の農地の生産緑地追加指定など、JA東京みらい並びに清瀬市都市農政推進協議会等の関係機関と連携し、周知徹底などに努める必要があります。

目標達成に向け、委員会の総意をもって以下の基本方針のもとに委員会活動計画を定めます。

○活動計画

1. 総会

委員会は、新型コロナウイルス感染症対策を講じ、法第6条に規定する所掌事務を円滑に処理するため定例総会を開催する。

2. 委員会活動

委員会には地域農業の持続及び発展に貢献し、都市農業と農地の利用の最適化促進についての活動をこれまで以上に取組むことが求められている。

新型コロナウイルス感染症対策を留意しつつ、農業委員は、自らの役割を十分認識し、新たな都市農業制度の周知活動を進めるとともに「行動する農業委員」として地域の期待に応じるような目に見える活動を展開する。

1 「行動する農業委員」活動の推進

(1) 農業委員会活動計画の策定

年間計画を定め、地域農業の振興と農業者の期待に応える委員会活動を行う。

(2) 活動記録カードの活用

記録カードの記録を徹底し、地域農業の課題を明かにし問題解消を図るほか、委員会活動のデータ化を行う。

(3) 農地の保全と利用促進

6月及び9月実施の農地利用状況調査のほか、日々の農地パトロールにより肥培管理が不十分な農地を発生させないように取り組む。また、相続税納税猶予制度や都市農地貸借円滑化法など情報提供を行う。

(4) 農地バンクの研究

高齢等の事由により、営農が困難となってしまう農業者や規模拡大等で農地を必要とする農業者に対し、都市農地貸借円滑化法の活用のためのマッチングについて、JA 東京みらい等と連携し、農地バンクの研究を進める

(5) 女性及び若年層の農業委員の登用促進

令和5年度の農業委員の改選に向け、農林水産省が掲げる女性農業委員の登用割合を増加させるため、女性農業者や JA 及び農業団体等へ情報提供を行うなど女性農業委員の登用推進を行う。

2 農地を守り育てる活動

(1) 特定生産緑地制度の周知徹底

引き続き生産緑地指定後、30年を迎える農地所有者に対し制度の周知を図る。

(2) 農地利用状況調査

農地の適正な利用及び管理を継続させるため関連部署等と連携を図り、農地利用状況調査を6月と9月に行い適切な指導を行う。

(3) 農地制度等の周知

新たな農地制度の情報を捉えた時は速やかに情報を提供し、勉強会等開催するほか、高齢・病気等で営農困難となった農業者には、JAの営農支援やシルバー人材センターや「都市農地貸借円滑化法」等の活用を促す。

(4) 生産緑地の推進

転用届出後も引き続き耕作されている農地や未指定の農地の生産緑地の再指定や追加指定を推進する。

3 企業の農業経営者と多様な担い手の育成・支援

(1) 認定農業者制度の普及推進

農業経営の確立を目指す新規申請者の掘り起しを行うとともに、家族経営協定の周知を行い、女性や若手農業者を含む共同申請に結び付ける。

(2) 講習及び情報提供

企業の農業経営確立に向けて農業簿記講座の開催や農業者年金、農業共済の周知、GAP制度等のPRを行う。

4 地域農業の確立

(1) 第3次清瀬市農業振興計画の推進

清瀬市をはじめ、関係機関等と連携し、清瀬市農業振興計画の実現に向けた取組を行う。

(2) 異業種との連携

地産地消の推進、農産物や農産物加工品のPRなど、農業者及び農業団体のほか、商工業者や福祉作業所などと連携し地域産業の活性化に努める。

5 農業のある地域づくりの推進

(1) 地産地消の推進

関係団体と連携し、学校給食における地場農産物の活用推進をはじめ市内農産物のPRや農産物直売所の少ない清瀬駅南口方面の直売や移動販売などの継続実施等の支援を行う他、農業者や農業団体等と共催しマルシェ等を開催する。

(2) ふれあい農業の推進

新型コロナウイルス感染の感染状況を捉えつつ、農業まつりの実施に向け関係団体等に協力を仰ぐ。また、中学生職場体験の再開や小学校等への出前講座を引き続き実施する。

6 情報活動の推進

(1) 農政情報の発信

農政情報等の農業者への個別配布を行い、必要に応じ新型コロナウイルス感染症の感染状況に留意し、勉強会など開催する。

(2) 農業委員会からのお知らせの発行

農業委員会活動や市政情報等を広報するため広報誌を発行する。

(3) 全国農業新聞の普及

農業委員会系統組織の機関紙である全国農業新聞の普及推進を行う。